

第 12 条第 1 項	各課	地方機関
第 12 条第 2 項	課の	地方機関の
	主管の課	主管の本庁の課

第 55 条第 1 項中「第 31 条」の次に「、第 31 条の 2」を加える。

第 56 条第 2 項の表を次のように改める。

第 36 条第 1 項、第 2 項	各課長	地方機関の長
第 36 条第 1 項	課長	地方機関の長
第 36 条第 2 項	主管係長	主管課長（課を置かない地方機関にあっては主務者）

第 57 条第 1 項中「第 41 条から 46 条まで」を「第 41 条、第 41 条の 2、第 42 条、第 44 条」に改め、同条第 2 項の表を次のように改める。

第 39 条第 2 項	文書管理システムに登録するものとする。	文書管理システムに登録するものとする。ただし、熊本県立教育センターについては、総務広報課長に報告するものとする。
第 39 条第 3 項、第 4 項、 第 41 条第 1 項、第 4 項、 第 48 条第 1 項、第 2 項、 第 6 項、第 7 項	各課長	地方機関の長
第 41 条第 5 項、第 42 条、 第 44 条	各課長	各課長（課を置かない地方機関にあっては主務者）
第 42 条	文書管理システムにより	文書管理システムにより、ただし、熊本県立教育センターについては、別に定める様式により
第 48 条第 3 項、第 4 項、 第 5 項	各課長	文書取扱主任

第 58 条第 1 項中「及び第 11 条の規定」を「から第 12 条までの規定」に改め、同条第 2 項の表に次のように加える。

第 12 条第 1 項	各課	県立学校
第 12 条第 2 項	課の	県立学校の
	主管の課	主管の本庁の課

第 64 条第 1 項中「第 31 条」の次に「、第 31 条の 2」を加える。

第 65 条第 2 項の表を次のように改める。

第 36 条第 1 項、第 2 項	各課長	校長
第 36 条第 1 項	課長	校長
第 36 条第 2 項	主管係長	主務者

第 66 条第 1 項中「第 41 条から 46 条まで」を「第 41 条、第 41 条の 2、第 42 条、第 44 条」に改め、同条第 2 項の表を次のように改める。

第 39 条第 2 項	文書管理システムに登録するものとする。	総務広報課長に報告するものとする。
第 39 条第 3 項、第 4 項、 第 41 条第 1 項、第 4 項、 第 48 条第 1 項、第 2 項、 第 6 項、第 7 項	各課長	校長
第 41 条第 5 項、第 42 条、 第 44 条	各課長	主務者
第 42 条	文書管理システム	別に定める様式
第 48 条第 3 項、第 4 項、 第 5 項	各課長	文書取扱主任

別記第 21 号様式を次のように改める。

別記第 21 号様式 削除

別記第 29 号様式を次のように改める。

別記第 29 号様式 削除

附 則

この訓令は、平成 17 年 2 月 10 日から施行し、平成 16 年 12 月 22 日から適用する。